



令和元年(ワ)第172号、令和2年(ワ)第216号、令和3年(ワ)第181号
違法行為差止請求事件

原 告 和 田 廣 治 外7名

被 告 金 井 豊 外2名

令和5年9月4日

準 備 書 面 (11)

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



目 次

第 1 はじめに	3
第 2 原告ら第 3 1 準備書面について	4
1 「第 2 基準地震動を超える地震動が本件原発を襲う危険性があること」について	5
2 「第 3 『耐震安全上の余裕』は存在しないこと」について	9
3 原告らの「求釈明」について	15
第 3 原告らのその他の主張について	16
1 原告ら第 2 0 準備書面について	17
2 原告ら第 2 2 準備書面, 第 2 3 準備書面及び第 2 6 準備書面について	17
3 原告ら第 2 5 準備書面について	17
4 原告ら第 2 7 準備書面及び第 2 8 準備書面について	18
5 原告ら第 2 9 準備書面について	20
6 原告ら第 3 0 準備書面について	21
第 4 第 9 9 回定時株主総会においても本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針が引き続き圧倒的多数の株主の支持を得ていること	24
第 5 結論	26
別 図	27

被告ら及び補助参加人は、本準備書面において、第14回口頭弁論における御序の指示に従い、原告らの令和5年5月24日付け第31準備書面について述べるとともに、その余の原告らの主張及び令和5年6月28日に開催された補助参加人の第99回定時株主総会について述べる。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」という。

第1 はじめに

本件訴訟は、補助参加人会社の株主である原告らが、補助参加人の代表取締役である被告ら（追加提訴と取下げが隨時行われた結果、現在3名。）に対し、補助参加人が設置する本件原子力発電所の運転（再開）及びその準備行為が、善管注意義務及び忠実義務に違反する違法行為であるなどと主張して、その差止めを求めるものである。

この間、原告らは、補助参加人の株主総会において同旨の主張を行い、本件原子力発電所の廃止等を求める株主提案を行ってきたが、圧倒的大差により否決されている。

すなわち、被告らが本件原子力発電所の再稼働を目指すことは、株主の意思に沿った経営方針であり、何ら善管注意義務及び忠実義務に反するものではない¹。

そして、被告らは、かかる方針の執行に当たっては、原子炉等規

¹ 「平成23年及び平成25ないし27年に開催された補助参加人の各株主総会において、定款記載の目的から自転車事業を削除することを求める株主提案がされたが、いずれも否決されているところ、同事実によれば、株主の多数は自転車部門の存続を否定していなかったことが認められるから、被告取締役らが自転車事業部門を存続するという経営判断は、株主の多数の意思に沿うものといえる。以上によれば、その他の原告の主張するところを考慮しても、被告取締役らによる自転車事業部門を存続させた経営判断に不合理な点があったとはいはず、被告取締役らに善管注意義務違反は認められないから、被告取締役らは、（引用者注：会社）法423条1項の責任を負うものではない。」（名古屋地方裁判所平成29年2月10日判決：金融・商事判例1525号61、62頁（確定））

制法をはじめとする関係法令に従い、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査により同基準への適合性が確認された場合には本件原子力発電所を再稼働することとしており、この点からも何ら善管注意義務及び忠実義務に反するところはない²。

なお、本件原子力発電所の新規制基準適合性確認審査においては、令和元年9月20日付け被告ら及び補助参加人答弁書13頁で述べたとおり、敷地内断層を中心に審議が進められてきたところ、令和5年3月3日に開催された第1121回審査会合において、敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないとの判断が示されており（乙163ないし乙166），今後、敷地周辺の断層や基準地震動等について原子力規制委員会の判断が示され、その後プラント（設備）側の判断が示される見通しである。

第2 原告ら第31準備書面について

原告らは、第31準備書面において、令和4年12月26日付け被告ら及び補助参加人準備書面¹⁰第2の3に反論するとして、基準地震動について縷々主張し、「新規制基準の対象事項ではあるが、それが確認されてもなお重大事故発生の具体的危険がある」（原告ら第31準備書面5頁）などとする。その内容は、概ね従前の主張（令和3年9月22日付け原告ら第15準備書面及び令和4年9月22日付け同第24準備書面第2）を繰り返すものに過ぎないが、以下、

² 「善管注意義務ないし忠実義務を尽くしたというためには、社内の専門的知見を有する者からの報告、情報、意見や社外の信頼すべき公的専門機関やそこに所属する専門家の判断、見解、更には監督官庁の指導などを踏まえつつ、それらの意見等を尊重し、これに依拠して業務を執行することが必要であり、かつ、それらの意見等を信頼して業務の執行にあたる場合には、特段の事情がない限り、代表取締役としての会社に対する前記義務は尽くされていると解するのが相当である。」（東京高等裁判所平成11年3月25日判決：判例時報1686号47頁（確定））

念のため、原告らの主張は新規制基準の内容を正解しないものであり、何ら理由がないことをあらためて述べる。

1 「第2 基準地震動を超える地震動が本件原発を襲う危険性があること」について

(1) 原告らの主張

原告らは、地震は地下深くにおいて起こる現象であるから、推測に依拠せざるを得ず、1000ガルを超えるような地震の発生を予知できたこともないところ、平均像を基に策定された基準地震動が十分な余裕を持っているとは考えられないから、基準地震動を超える地震が本件原子力発電所を襲う危険性があると主張する（原告ら第31準備書面2、3頁）。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

そもそも、原告らの主張は、抽象的に新規制基準の考え方を批判する従前の主張を繰り返すものに過ぎず、補助参加人が策定した本件原子力発電所の基準地震動（答弁書19、20頁並びに令和4年2月28日付け被告ら及び補助参加人準備書面(7)8ないし10頁参照）の合理性を何ら具体的に否定するものではない。

これまで各準備書面で述べたとおり、新規制基準においては、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものとして基準地震動を策定することとされており（設置許可基準規則の解釈別記2の5），補助参加人は、かかる新規制基準を踏まえて本件原子力発電所の基準地震動を策定しており、今後、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査において、審議・判断がなされる予定である（乙9の3頁、乙16の10頁、乙63の添付資料3頁、乙126）。

原告らの主張は、以下に述べるとおり、新規制基準の内容を正解しないものであり、理由がない。

ア 基準地震動策定に係る原告ら主張の誤り

原告らは、基準地震動が平均像を基に策定されていることから、本件原子力発電所の安全性は担保されないと主張するようである（原告ら第31準備書面3頁）。

しかし、原告らの主張は新規制基準の内容を正解しないものである。

そもそも、基準地震動は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」についてそれぞれ策定される（乙15の245、246、249、250頁）。

「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」は、震源断層を特定した上で策定する地震動であり、内陸地殻内地震、プレート間地震及び海洋プレート内地震について、活断層の性質や地震発生状況を精査し、中・小・微小地震の分布、応力場及び地震発生様式（プレートの形状・運動・相互作用を含む。）に関する既往の研究成果等を総合的に検討して検討用地震を複数選定した上で（設置許可基準規則の解釈別記2の5二①），当該検討用地震ごとに、「応答スペクトルに基づく地震動評価」及び「断層モデルを用いた手法による地震動評価」を実施して策定することとされている（同④）。「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の策定に当たっては、震源断層の位置及び形状（長さや幅）等について、各種調査の不確かさを踏まえて安全側の設定をし、さらに地震動の評価過程に伴う不確かさを考慮した上で、保守的に地震動を策定することとされてお

り（設置許可基準規則の解釈別記2の5二），具体的には，震源断層長さを地表の活断層長さよりも長く設定する，断層幅（断層傾斜角や地震発生層の厚さから求められる。）を調査の不確かさを踏まえて大きく設定する，アスペリティ（震源断层面の中で特に強い地震波を発生する領域）を発電所に近いところなど安全側の位置に設定するなど，保守的なパラメータ設定が行われ，十分に適切な地震動が策定されることとなる。

「震源を特定せず策定する地震動」は，震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を収集し，これらを基に各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定することとされている（設置許可基準規則の解釈別記2の5三。なお，「震源を特定せず策定する地震動」については，準備書面(7)9頁並びに乙125ないし乙127参照）。

以上に述べたとおり，基準地震動は，単に平均像を基に策定されたものでないことは明らかであり，原告らの主張は理由がない。

この点，確定した裁判例においても，以下のとおり，原告らと同旨の主張は排斥されている。

- ・「自然科学には不確実性が伴うことを前提に各種の保守性を考慮して策定された基準地震動Ssは、決して平均的な地震動を意味するものではなく」（乙167の41頁：広島高等裁判所令和5年3月24日決定（確定））
- ・「設置許可基準規則解釈別記2第4条5項は、基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及

び地震工学的見地から想定することが適切なものとされており（略）特定の地点における地震動は、地震ごとに異なる震源特性や地点ごとに異なる伝播特性、増幅特性といった地域特性の影響を強く受けることから、地域特性の異なる各地点で計測された地震動の各観測記録と単純に比較することで、基準地震動や最大地震動が低水準であるということはできず」（乙167の42、43頁：前掲広島高等裁判所決定）

イ 地震予知の不確実性に係る原告ら主張の誤り

原告らは、地震予知の不確実性を理由に原子力発電所の耐震設計が不十分であると主張するようである（原告ら第31準備書面3頁）。

しかし、原告らの主張は、新規制基準の内容を正解しないものである。

そもそも、原子力発電所の耐震設計に当たっては、設置許可基準規則4条が定める「地震による損傷の防止」を達成するための適切かつ保守的な震源断層を設定するものとされている。

よって、地震に係る現象の全てを事前予測することまで求められるものではない（乙15の250頁）。

この点、確定した裁判例においても、以下のとおり、原告らと同旨の主張は排斥されている。

- ・「基準地震動を策定する目的は、供用期間中に予想される地震動の大きさを科学的に合理的な方法で推定することによって、安全上重要な設備が損傷することを防ぐことにあり、将来発生する地震動を正確に予測できない限り、基準地震動を合理的に策定することはできないというものではなく、

地震学（強震動に係る知見）に不確かさを伴うとしても、そのような不確かさを踏まえた上で、その点を十分に保守的に考慮した地震動評価が可能であれば、原子炉等規制法の目的及び趣旨に悖るところはない。」（乙167の40頁：前掲広島高等裁判所決定）

- ・「地震予知において確度の高い地震の予測はできないとされていることから、強震動予測に基づく基準地震動の策定ができないということはいえず」（乙167の44頁：前掲広島高等裁判所決定）
- ・「一般論として地震予知に限界があることや過去のデータが限られているといったことをもって、本件基準地震動を前提に本件原発の耐震安全性を評価することの合理性を否定することは相当でないというべきである。」（乙128の112頁：福井地方裁判所平成27年12月24日決定（確定））

ウ 小括

以上のとおり、原告らの基準地震動ないし原子力発電所の耐震設計に係る主張は、新規制基準の内容を正解しないものであり理由がなく、また、かかる主張と同旨の主張は、確定した裁判例においても排斥されている。

2 「第3『耐震安全上の余裕』は存在しないこと」について

(1) 原告らの主張

原告らは、耐震安全上の余裕は、安全性の高さを示す概念とはいえず、構造物の安全性を脅かす不確定要素の程度を意味するにすぎないから、過去に原子力施設が基準地震動を超える地震に耐えられたという事実が認められたとしても、今後、基準地震動を

超える地震が本件原子力発電所に到来しても施設が損傷しないということを何ら根拠づけるものではないと主張する（原告ら第31準備書面3ないし5頁）。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

ア 原子力発電所は十分な耐震安全上の余裕を有していること
前記1で述べたとおり、基準地震動自体が保守的に余裕を持って策定されることに加え、これまで各準備書面で述べたとおり、原子力発電所は、基準地震動を超える地震動に対しても、耐震安全上の余裕を有しております、そのことは下記の事実からも明らかである。

よって、原告らの主張は理由がない。

(ア) 新規制基準制定以前の事例について

日本原子力学会の報告書においては、2007年（平成19年）新潟県中越沖地震における柏崎刈羽原子力発電所の事例や、2011年（平成23年）東北地方太平洋沖地震における女川原子力発電所、福島第一原子力発電所の事例等について、「原子力発電所の耐震設計と実際の構造健全性における破損という視点からの評価においては、設定された基準地震動に対する余裕の大きさは、すでに中越沖地震の柏崎刈羽原子力発電所でも十分に確認されてきた。今回の地震でも、震源から最も近くで地震動を受けた女川原子力発電所においても、すでにその健全性は十分に確認されている。」、「（引用者注：福島第一原子力発電所は）地震動に対して十分な余裕があり、安全機能に深刻な影響を与える損傷はなかったと判断される。」（乙18の185, 1

87頁³⁾として、耐震安全上の余裕が存在することが明記されている。

この点、国際原子力機関（IAEA）の報告書においても、「(引用者注：福島第一原子力)発電所の主要な安全施設が2011年3月11日の地震によって引き起こされた地盤振動の影響を受けたことを示す兆候はない。これは、日本における原子力発電所の耐震設計と建設に対する保守的なアプローチにより、発電所が十分な安全裕度を備えていたためであった。」(乙56の3頁)として、同旨の見解が示されている。

また、財団法人原子力発電技術機構（当時）が香川県の多度津工学試験センターにおいて実施した耐震信頼性実証試験においても、原子力発電所の安全上重要な設備について、十分な耐震安全上の余裕を有していることが確認されている（乙128の136、137頁、乙129の216ないし218頁、乙130の154、155頁）。

さらに、福島第一原子力発電所事故後に実施することとされた、原子力発電所の安全性に関する総合評価（いわゆるストレステスト）において、補助参加人は、本件原子力発電所が当時の基準地震動（600ガル）に対し、1.93倍（1158ガル）の裕度を有することを確認している（乙152）。

(イ) 新規制基準の考え方について

新規制基準においては、「規制上の余裕」として、設置許

³ なお、準備書面(7)8頁19行目「乙18の34頁」は、「乙18の187頁」の誤りである。

可基準規則4条3項において、「耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。」と規定されている。そして、「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」ことを満たすために、基準地震動に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、設置許可基準規則の解釈別記2の6一において、「建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対して、当該建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していること」が求められており、規制に用いる評価基準値⁴は、限界値（終局耐力）に対して十分余裕を持たせて規定されている（乙15の286頁）。

その上で、「設計上の余裕」、「施工上確保される余裕」として、設計時に基準地震動による地震力により生じる建屋の変形が評価基準値を十分満足するよう余裕を持たせた設計を行うこと、コンクリートの強度などの設計強度を十分満足するようにさらに大きな強度で施工管理を実施することが行われており、これらの余裕が集積されるため、基準地震動によって建物・構築物に生じるひずみは、終局耐力時のひずみをはるかに下回ることとなり、仮に基準地震動

⁴ 各施設の耐震安全性評価に当たって基準・規格等に基づいて定められる値。「許容値」ともいう。

を超過するような場合であっても、即座に耐震重要施設が損傷するようなことはないとされている（乙15の287頁）。

イ 原告らと同旨の主張は確定した裁判例においても排斥されていること

確定した裁判例においても、前記アを踏まえ、耐震安全上の余裕の存在が認められており、以下のとおり、原告らと同旨の主張は排斥されている。

- ・「耐震安全性評価においては、3つの耐震余裕が存在する。すなわち、評価値⁵の評価基準値に対する余裕（以下『①の耐震余裕』という。）に加えて、下記のとおり、評価基準値自体が、実際に機器等が機能喪失する限界値に対して余裕（以下『②の耐震余裕』という。）を持った値に設定されており、評価値を計算する過程においても、計算結果が保守的なものとなるよう、計算条件の設定等で余裕（以下『③の耐震余裕』という。）を持たせていることが認められる。」（乙129の210頁：大阪高等裁判所平成29年3月28日決定（確定）。なお、同決定の判断を図示すると別図のようになる。）

- ・「耐震余裕は、本件各原子力発電所に限らず、原子力施設の耐震設計体系において一般的に認められており（略）原子力発電所における耐震安全上の余裕が現実に存在することについては、財團法人原子力発電技術機構（略）の多度津工学試験センターにおける原子力発電施設耐震信頼性実証

⁵ 各施設に基準地震動による地震力を入力し、応答解析等を行って得られる値。「応力値」ともいう。

試験の結果、及び平成19年新潟県中越沖地震により当時の基準地震動を超える地震動を受けた柏崎刈羽原子力発電所において、『安全上重要な施設・設備』の健全性に特段の問題が生じていない事実からも明らかにされている。」（乙129の216、217頁：前掲大阪高等裁判所決定）

・「債務者が、評価値及び評価基準値（許容値）の算定過程において保守的な考慮を行っているといえることは（略）説示したとおりであるが、これに加え、溶接の良否や保守管理の良否等については、各種の基準や規格等において高度の品質管理が行われていると認められ（略）債務者が設定した評価値及び評価基準値（許容値）の合理性は、構造物等の不確定性を考慮しても否定されないというのが相当である。（略）したがって、本件原発の耐震重要施設について、評価基準値（許容値）が評価値に対して余裕を有していることをもって、耐震安全性を有していると判断した債務者の評価を不合理であるということはできない。なお、本件ストレステストの結果が、本件原発の耐震安全性が本件基準地震動に対して相応の余裕を有していることを裏付ける一事情として評価できる」（乙128の144、145頁：前掲福井地方裁判所決定。前掲大阪高等裁判所決定にいう「①の耐震余裕」及び「③の耐震余裕」を認定）

・「設計、施工に内在する各種の不確定要素を考慮したとしても、本件原子炉施設の安全上重要な施設（建物・構築物及び機器・配管系）は、限界値に対して相当の余裕を有しているものということできる。」（判例時報2290号117頁：福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定（確

定)。前掲大阪高等裁判所決定にいう「②の耐震余裕」を認定)

・「本件発電所の各設備の評価値は、いずれも規格等で定められた評価基準値を下回ることが確認されたが、評価基準値は、現実に設備が損壊する限界値に対し、余裕を持って小さめに設定されていて、材料の材質のばらつきといった不確定要素も考慮されている。(略) また、評価値を計算する過程でも、余裕を持たせた条件設定をしており(略) 計算結果が保守的になるように安全側に余裕を持たせた設定を行っている。」(乙130の153、154頁：名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決(確定)。前掲大阪高等裁判所決定にいう「①の耐震余裕」ないし「③の耐震余裕」をいずれも認定)

ウ 小括

以上のとおり、耐震安全上の余裕が認められた事例及び新規制基準の定めによれば、原告らの耐震安全上の余裕に係る主張は理由がなく、また、かかる主張と同旨の主張は、確定した裁判例においても排斥されている。

3 原告らの「求釈明」について

その他、原告ら第31準備書面第1における求釈明事項（基準地震動に基づく地盤伝播解析、応答解析等）については、以下のとおり、「裁判所の見解」(第10回口頭弁論調書)にいう「新規制基準の対象事項」であり、かかる専門技術的事項が取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容となるものではなく、回答の必要性が認められないが、念のため、以下に述べる。

基準地震動に基づく地盤伝播解析、応答解析等⁶については、新規制基準適合性確認審査のうち、原子炉設置変更許可（原子炉等規制法43条の3の8）ではなく、設計及び工事計画認可（同法43条の3の9）に係る審査において審議・判断される事項であり、補助参加人は、原子炉設置変更許可申請に係る審査における基準地震動に係る審議・判断を踏まえて（前記第1で述べたとおり、今後、基準地震動に係る審議・判断がなされる予定である。）、これらの事項を記載した耐震計算書を原子力規制委員会に提出することとしている（乙16の48頁、乙63の添付資料3頁）。

なお、再稼働までには、これら許認可に加えて、保安規定変更認可（原子炉等規制法43条の3の24。原子炉設置変更許可、設計及び工事計画認可並びに保安規定変更認可に係る審査を総称して新規制基準適合性確認審査という。）や使用前確認（同法43条の3の11）といった諸手続を履践する必要がある。

いずれにせよ、被告らは、原子炉等規制法をはじめとする関係法令を遵守し、適法かつ適切に業務を執行することとしているのであって、被告らに善管注意義務及び忠実義務違反はない。

第3 原告らのその余の主張について

原告らの主張については、これまで答弁書及び各準備書面により必要な範囲で反論してきたところであるが、今後、原告らが提出す

⁶ 基準地震動は、解放基盤表面における地震動として策定されたものであるため、耐震設計に当たっては、解放基盤表面より上の地盤における増幅特性等を反映する必要がある（乙15の281ないし284頁参照）。具体的には、まず、基準地震動を、発電所敷地の地盤状況等を考慮した地盤モデルに入力して、建屋設置位置（基礎版下等）の地震応答（揺れ）を求める（地盤伝播解析）。そして、当該応答を入力地震動として、モデル化した建屋の各床での応答（揺れ）を求めた上で（建屋応答解析）、各床での応答に基づき、機器・配管に発生する応力（評価値）を算出する（機器・配管地震応答解析）。

る準備書面において、依然として従前の主張を繰り返す可能性があることから、念のため、これまで答弁書及び各準備書面で言及していないその余の書面について、いずれも何ら理由がないことを以下、簡潔に述べる。

1 原告ら第20準備書面について

原告らは、令和4年3月9日付け第20準備書面において、従前の求釈明を繰々繰り返しているが、被告ら及び補助参加人は、御庁の指示に従い（第4回口頭弁論調書2頁及び第10回口頭弁論調書2頁）、本件訴訟の争点との関連で必要とされた求釈明については、既に十分な回答を行っている。

そして、令和2年2月26日付け被告ら及び補助参加人準備書面(2)9頁で述べたとおり、本件訴訟の争点との関連性がない事項に関する求釈明や、探索的な求釈明等については、回答の要を見ない。

2 原告ら第22準備書面、第23準備書面及び第26準備書面について

原告らは、令和4年6月1日付け第22準備書面、同年9月8日付け第23準備書面及び同年12月26日付け第26準備書面において、会社法360条の解釈につき繰々主張を行っているが、令和5年5月17日付け被告ら及び補助参加人「原告らの立証計画概要」に対する意見書2頁で述べたとおり、かかる法令解釈の問題については、既に主張が尽くされ、「裁判所の見解」（第10回口頭弁論調書8ないし10頁）等が示されているところであり、反論の要を見ない。

3 原告ら第25準備書面について

原告らは、令和4年9月28日付け第25準備書面において、大島堅一氏の意見書（甲110）の内容を繰々述べるが、準備書面(7)

3 頁⁷で述べたとおり、どの電源にどの程度投資し、発電した電力をどのように販売することが妥当かという点は、経営方針の妥当性の問題であって違法性の問題たり得ず、本件訴訟の争点との関連性がないことから、反論の要を見ない。

4 原告ら第27準備書面及び第28準備書面について

原告らは、令和5年3月13日付け第27準備書面及び同年3月15日付け第28準備書面において、新規制基準における耐震重要度分類について縷々述べる。

しかし、以下のとおり、かかる主張は何ら理由がないものであり、確定した裁判例においても、原告らと同旨の主張はいずれも排斥されている。

(1) 原告らの主張は何ら理由がないこと

そもそも、原告らが縷々述べる新規制基準の細目に係る事項については、「裁判所の見解」（第10回口頭弁論調書）にいう「新規制基準の対象事項」であり、かかる専門技術的事項が取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容となるものではない。

そして、準備書面¹⁰脚注12で述べたとおり、新規制基準においては、IAEA等の基準を踏まえ、重要度に応じて要求の程度を変化させる「グレーディッドアプローチ」の考え方に基づき、施設及び設備の機能等を適切に考慮した、合理的な耐震重要度分類がなされているのであって、原告らの主張は理由がない。

(2) 確定した裁判例においても原告らと同旨の主張はいずれも排斥されていること

確定した裁判例においても、以下のとおり、新規制基準は不合

⁷ なお、準備書面(7)3頁16行目「令和3年5年31付け」は、「令和3年5月31日付け」の誤りである。

理とはいえないとして、原告らと同旨の主張はいずれも排斥されている。

- ・「非常用取水設備について、これをCクラスに分類することが不合理であるということはできない。」（乙145の226頁：大分地方裁判所平成30年9月28日決定（確定）。判例時報2393・2394号311頁：高松高等裁判所平成30年1月15日決定（確定）も同旨）
- ・「新規制基準において、使用済燃料ピットを堅固な施設で囲い込むことまでを要求していないことが不合理であるとはいえない。」（乙145の235頁：前掲大分地方裁判所決定。判例時報2393・2394号310，311頁：前掲高松高等裁判所決定，乙146の69頁：福岡高等裁判所令和元年9月25日決定（確定）も同旨）
- ・「使用済燃料ピットの冷却設備及び計測設備の耐震重要度分類がそれぞれBクラス、Cクラスとされていることが不合理であるとはいえない。」（乙145の236頁：前掲大分地方裁判所決定。判例時報2393・2394号310，311頁：前掲高松高等裁判所決定も同旨）
- ・「外部電源をCクラスに分類することが不合理であるということはできない。」（乙145の225頁：前掲大分地方裁判所決定。判例時報2393・2394号311頁：前掲高松高等裁判所決定も同旨）
- ・「新規制基準では、基準地震動による地震力に耐えると評価するに当たり、局部的に弾性限界を超える場合を容認しているが、これは、施設全体としておおむね弾性範囲にとどまり得ることを要求することで原子力発電所全体としての安全性を確保する

ものと解されるのであり、弹性限界を超える場合を容認していることをもって新規制基準の規制が不合理であるということはできない。」（乙128の141頁：前掲福井地方裁判所決定。

乙129の225頁：前掲大阪高等裁判所決定も同旨）

・「（引用者注：使用済燃料の稠密化に係る）新規制基準の内容に不備はなく、これに基づく原子力規制委員会の判断が合理性に欠けるということはない。」（乙145の238頁：前掲大分地方裁判所決定。判例時報2393・2394号310，311頁：前掲高松高等裁判所決定，乙146の69，70頁：前掲福岡高等裁判所決定も同旨）

5 原告ら第29準備書面について

原告らは、令和5年3月15日付け第29準備書面において、「北朝鮮・中国によるミサイル攻撃」（同書面5頁）等について縷々主張する。

しかし、そもそも他国からの武力攻撃は、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）や、事態対処法（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）に基づき、国外交及び防衛の観点から対応すべき事項であって、株式会社の取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容となるものではないから、本件の争点たり得ず、反論の要を見ない（乙167の58ないし63頁：前掲広島高等裁判所決定，判例時報2290号144，145頁：前掲福岡高等裁判所宮崎支部決定，判例時報2388号46頁：大阪地方裁判所平成30年3月30日決定（確定）参照）。

念のため述べると、令和4年9月21日付け被告ら及び補助参加人準備書面(9)5頁で述べたとおり、新規制基準においては、「地震、

津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響」（設置許可基準規則43条3項5号）等を考慮した上で、「大規模損壊時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策や放射性物質の放出を低減するため（略）いわゆるソフト面において、大規模損壊に対応する手順、体制及び資機材等の整備が求められる。」ところである（乙15の178ないし180頁）。

6 原告ら第30準備書面について

原告らは、令和5年5月22日付け第30準備書面において、準備書面¹⁰第2の1に反論するとして、原子力規制委員会の内規である審査ガイドの改正等について縷々述べる。

しかし、かかる新規制基準の細目に係る事項については、「裁判所の見解」（第10回口頭弁論調書）にいう「新規制基準の対象事項」であり、かかる専門技術的事項が取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容となるものではない上、以下のとおり、原告らの主張はいずれも何ら理由がない。

なお、その余の主張については、従前の主張（原告ら第24準備書面第1）を繰り返すものに過ぎず、反論の要を見ない。

(1) 原告ら第30準備書面2(2)③について

原告らは、原子力規制委員会が、内規である地震ガイド（基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド）及び火山ガイド（原子力発電所の火山影響評価ガイド）を改正したことを非難するようであるが、同委員会によれば、これらの改正はいずれも新規制基準適合性確認審査の実績を踏まえ、同基準の趣旨を明確化したものであるとされており、原告らの主張は理由がない（乙168、乙169）。

(2) 原告ら第30準備書面3(2)及び(3)①について

ア 原告らの主張は新規制基準を正解しないものであること

原告らは、新規制基準はシビアアクシデント対策としてコアキャッチャーのようなパッシブ性を要求しておらず不合理であると主張する（原告ら第30準備書面15ないし17頁）。

しかし、新規制基準においては、可搬型設備の場合は、例えば想定していた配管が使えなくなった場合でも、他の配管への接続を試みることができるなど柔軟性があり、接続に要する時間は接続手法の改善で短縮が見込める上、作業環境も接続場所の分散などによって選択肢を広げる等の対策が可能となることから、重大事故等対策では、原告らの主張するような受動的（パッシブな）設備ではなく、可搬型設備による対策を基本としている（乙15の164頁）。

よって、原告らの主張は、新規制基準の内容を正解しないものであり、理由がない。

なお、原告らは、被告ら及び補助参加人が準備書面¹⁰脚注8において引用した、コアキャッチャーや二重格納容器に係る田中俊一・原子力規制委員会委員長（当時）及び更田豊志・同委員会委員長（同）の発言について、「被告は、田中委員長の（略）発言を引用している。しかし、これは2013（平成25）年4月の説明で、新しい規制基準が未策定の段階での説明であり、望む方向を示したに過ぎず」などとして、新規制基準の内容を踏まえた発言ではない旨主張するが（原告ら第30準備書面17頁）、コアキャッチャーに係る田中委員長の発言は平成28年の、二重格納容器に係る更田委員長の発言は平成30年のものであり、いずれも新規制基準制定以後の発言である

から、原告らの主張は明らかに事実に反する。

イ 確定した裁判例においても原告らと同旨の主張はいずれも排斥されていること

確定した裁判例においても、以下のとおり、新規制基準は不合理とはいえないとして、原告らと同旨の主張はいずれも排斥されている。

・「新規制基準の内容は、抗告人らの主張するとおり、可搬設備での対応を基本としたアクティブな安全確保策が含まれているということができるものの、上記のような安全確保策には、当該対応に従事する者を放射線被曝の危険にさらすことを前提とするものではなく、他方で、多様な状況に柔軟に対処し得るという利点もあると考えられるのであって、新規制基準における重大事故対策の基本的な考え方が深層防護の考え方方に照らして不合理であるということはできず、また、基準の具体的な内容にも不合理な点が見当たらないことは、前記のとおりである。なお、本件原子炉施設については（略）抗告人らのいういわゆるパッシブな仕組みも設けられていることは、前記認定説示したとおりである。」（判例時報2290号121頁：前掲福岡高等裁判所宮崎支部決定）

・「1審原告らは、電源や動力がなくても長期にわたって炉心を冷却できる『受動的安全性』の概念を取り入れていない新規制基準は国際基準に劣ると主張するが、証拠（略）にも照らし、上記主張は根拠を欠くといわなければならぬ。」（乙130の167頁：前掲名古屋高等裁判所金沢支部判決）

・「新規制基準が可搬型設備による対策を基本とし、抗告人らが指摘するような受動的安全性の具備を求めていないからといって、直ちにその内容が合理性を欠くということはできないし、相手方の安全対策が不十分であるということもできない。」（判例時報 2393・2394号 279 頁：前掲高松高等裁判所決定）

(3) 原告ら第30準備書面3(3)③について

原告らは、新規制基準における航空機落下への対策に係る規定⁸が不十分であると主張するが、準備書面(9)5頁で述べたとおり、新規制基準においては、重大事故等対策までを含んだ設計上の想定を超える大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突などにより、原子炉施設が大規模に損壊する場合も想定し、そのような場合においても、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損の緩和や、放射性物質の放出の低減等を実施できるよう、大規模損壊対策を要求している（乙15の139頁）。

よって、原告らの主張は、新規制基準の内容を正解しないものであり、理由がない。

第4 第99回定時株主総会においても本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針が引き続き圧倒的多数の株主の支持を得ていること

被告ら及び補助参加人は、令和5年6月28日に開催された補助参加人の第99回定時株主総会において、本件原子力発電所が新規制基準に適合していることの確認を得た上で、再稼働を目指すとい

⁸ なお、新規制基準における航空機落下確率評価については、判例時報 2393・2394号 270ないし 272 頁：前掲高松高等裁判所決定参照。

う経営の基本方針を明らかにした（乙3の10の24ないし26頁。株主提案に対する取締役会の意見として同15頁。）。

これに対し、株主である原告1名から、補助参加人提案の第2号議案（取締役9名選任の件）に対し、本件被告である金井豊及び松田光司を含む5名を取締役に選任しない趣旨の修正動議が提出されたものの、賛成株主少数により否決された上で、原案である第2号議案は、圧倒的多数の株主の賛成をもって承認可決されている（乙2の10の2、3頁）。

なお、被告水谷和久は、現在、補助参加人の取締役ではない（乙2の10の2、3頁、乙3の10の6ないし13、31ないし33頁）。

また、原告らのうち3名を含む一部の株主から、以下の定款一部変更に係る株主提案が行われており、特に、第3号議案は、「志賀原子力発電所の廃止措置推進本部を設置し、廃炉を着実かつ安全に進めるために具体的な廃止措置推進実施計画を立案する。」などというもので、本件訴訟の請求の趣旨1(1)、(4)及び(5)に相当するものであるが、株主提案はいずれも大差で否決されている（乙2の10の2、4頁、乙3の10の14ないし16頁、乙36の10）。

第3号議案 (志賀原子力発電所の廃止措置推進本部設置)	賛成率3.7パーセント
第4号議案 (再処理の凍結)	賛成率3.8パーセント

第5 結論

被告ら及び補助参加人としては、判決に必要な主張立証は既に尽くされており、本件は「裁判をするのに熟した」（民事訴訟法243条1項）ことは明らかであると思料しており、速やかな弁論の終結を求めるところである。

以上

別 図

耐震安全上の余裕

